本件事業の完成により、道南圏と道央圏との自動車交通の高速化や定時性の確保が図られ、一般国道５号における災害発生時等の代替機能が確保されることになり、物流機能の向上や人的交流の円滑化が図られ地域間の連携が強化され、さらに、北海道と本州との人的、物的交流の促進が図られることから、沿線地域の産業や経済の発展に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、北海道開発局が昭和63年11月に「建設省所管事業に係る環境影響評価の実施について」(昭和60年４月建設事務次官通知）に基づき環境影響評価を実施しており、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直しや上記の環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が、平成20年８月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における国の天然記念物であるオジロワシ、オオワシ及びクマゲラ並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサの飛翔が確認されているが、本件区間内においては、いずれもその営巣は確認されていないこと、同様の生息環境が本件区間周辺に広がっていることなどから、これらの生息環境に与える影響は軽微であると評価されている。また、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているエゾホトケドジョウ並びに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているスナヤツメ及びオショロコマが確認されているが、工事期間中、濁水発生の防止を行うなど適切な措置を講じることから、これらの生息環境に与える影響は軽微であると評価されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が43箇所存在するが、起業者がすべての発掘調査を実施した結果、現地保存が必要な遺物は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、道南圏と道央圏との高速交通ネットワークの形成、自動車交通の高速化及び定時性の確保等を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づき２車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、海側を通過するルート案（以下「申請案」という。）のほか、申請案に比べておおむね山側を通過するルート案及び海側と山側との双方を通り落部インターチェンジ（仮称）から八雲インターチェンジまでの間については山間部を長く通過するルート案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、必要面積が最も少なく、土工バランスが良く工事の施工性も優れること、事業費が最も廉価となることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に判断すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、道南圏と道央圏との間における高速交通ネットワークの形成が必要であると認められるとともに、できるだけ早期に一般国道５号における災害発生時等の代替機能の確保を図る必要があると認められる。

また、周辺市町の長及び議会議長からなる北海道渡島総合開発期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　北海道茅部郡森町役場

○国土交通省告示第千十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十七日

国土交通大臣　金子　一義

第１　起業者の名称　西日本高速道路株式会社及び国土交通大臣

第２　事業の種類

１　西日本高速道路株式会社起業に係る事業

高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事（徳島インターチェンジから鳴門ジャンクション（仮称）まで）並びにこれに伴う市道、町道及び農業用水路付替工事

２　国土交通大臣起業に係る事業

一般国道11号改築工事（徳島インター関連・徳島県徳島市川内町鈴江東地内から同市川内町竹須賀地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１　第２の１に係る事業

⑴　収用の部分　徳島県徳島市川内町沖島、平石若宮、鈴江東、富吉、富久、米津、平石住吉、平石夷野及び大松地内

徳島県板野郡北島町中村字出須、北村字大開及び字大東並びに太郎八須字西ノ瀬、字川端、字鍋川、字中須、字西ノ川、字宮ノ本、字宮ノ西及び字惣野地内

徳島県鳴門市大津町大幸字田渕、字蒲ノ本、字い乃すか、字小分、字南よし越、字東よし越、字北江ノ越、字北よし越、字大将軍南の越及び字大将軍の越、段関字西の越並びに大麻町姫田字新田、字塩田、字鴨、字小森下及び字五反田地内

⑵　使用の部分　徳島県徳島市川内町沖島、富吉、富久、米津、平石住吉、平石夷野及び大松地内

徳島県板野郡北島町中村字出須、北村字大開並びに太郎八須字西ノ瀬、字鍋川、字中須、字宮ノ本及び字宮ノ西地内

徳島県鳴門市大津町大幸字田渕、字蒲ノ本、字い乃すか、字南よし越、字東よし越、字北江ノ越、字北よし越、字大将軍南の越及び字大将軍の越、段関字西の越並びに大麻町姫田字新田、字塩田及び字鴨地内

２　第２の２に係る事業

⑴　収用の部分　徳島県徳島市川内町鈴江東、沖島、竹須賀及び平石若宮地内

⑵　使用の部分　徳島県徳島市川内町沖島及び竹須賀地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。